

令和 8 年 9 月 28 日

一般社団法人徳島県トラック協会
会 長 湯 浅 恭 介 様

徳島県警察本部交通部
交 通 企 画 課 長
(公 印 省 略)

大型貨物自動車の交通事故防止対策の徹底について（依頼）

貴協会におかれましては、平素から交通安全活動はもとより、警察行政各般にわたり、深いご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、先般、県内において、大型貨物自動車と交差点を左折する際、車両左側を進行していた自転車を巻き込む交通死亡事故が発生しました。

左折巻き込みによる交通事故は、大型貨物自動車の車体構造上生じる死角の不認識や左折時における安全確認の不徹底等が要因となり、重大事故につながる恐れがあります。

大型貨物自動車による左折時の巻き込み事故を防止するためには、運転者が確実な安全確認を行うとともに、各事業所が継続的な交通安全教育及び運行管理を行うことが重要となってきます。

つきましては、貴協会におかれまして、会員事業所に対し、別添のチラシを配布していただくとともに、下記の事項について周知・指導を徹底していただきますよう、格段のご配慮をお願いいたします。

記

1 運転者が実施すべき安全運転行動

- (1) 交差点手前からの減速
- (2) 左側及び左後方の確認
- (3) 左折開始前の通行状況の確認
- (4) 左折中の継続的な安全確認
- (5) 安全確認を優先した運転

2 事業所が実施すべき安全管理

- (1) 交通事故情報を活用した交通安全教育の実施
- (2) 具体的な交通安全教育・訓練の継続
- (3) 点呼及び運行前指導の徹底
- (4) 運転状況の把握と必要な是正指導
- (5) 安全管理体制の点検と改善

担当 徳島県警察本部交通企画課企画係 白川（088-622-3101、内線5021） E-mail:k-kikaku@police.pref.tokushima.jp
